

一宮監公表第5号

平成28年11月8日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 岡本将嗣

一宮市監査委員 柴田雄二

補助金等交付団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金等交付団体である公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター及び団体への補助金等交付事務所管課の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

補助金等交付団体の監査結果報告

- 1 監査対象
 - ・公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンターの平成27年度の事務執行状況のうち、一宮市から交付している補助金等に係る出納その他の事務の執行状況
 - ・前記団体に対する所管課の補助金等交付事務
- 2 監査場所 監査事務局及び関係団体
- 3 実施年月日 平成28年8月30日から平成28年11月2日まで
- 4 監査方法
 - (1) 書類の審査
 - (2) 資料に基づく説明の聴取
- 5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成27年度における事務執行状況のうち、補助金等に係る出納その他の事務について、補助金等の交付目的に沿って適切に執行されているかに主眼を置いて、会計諸帳簿、証拠書類等の提出を求めるとともに、団体事務局長等関係職員及び団体への補助金等交付事務所管課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

その結果、出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認めた。一部で見受けられた留意事項については、団体の概要等について記述する中で述べる。また、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下団体の概要等について記述する。

役員数、職員数等は平成28年3月31日現在のものを掲載した。

◎公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター

1 団体の概要

(1) 設立年月

昭和 57 年 8 月

(2) 基本金（資本金）

20,000,000 円（うち一宮市の出資分 5,550,000 円）

(3) 役員数、職員数等

役 員 12 名（理事及び監事）

評 議 員 6 名

事 務 局 19 名（うち臨時職員 12 名）

(4) 主な事業

- ① 新製品又は新技術の開発、研究及び試作に関する事業
- ② デザイン又はシステム開発に関する事業
- ③ 教育、研修及び実習に関する事業
- ④ 経営相談及び情報交換に関する事業
- ⑤ 試験及び情報処理・提供に関する事業
- ⑥ 展示、消費者への製品普及・実演に関する事業
- ⑦ 非営利団体を対象とした施設の共同利用に関する事業
- ⑧ 会館貸出事業
- ⑨ その他ファッションデザインセンターの目的を達成するために必要な事業

2 補助金等の決算状況

平成 27 年度の決算状況は次表のとおりである。

決 算 状 況

（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

○公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター運営負担金

項 目	決 算 額（円）	総事業費に対す る割合（％）
総 事 業 費	187,276,603	
補助対象事業費	180,184,807	96.2
市 補 助 金 等	99,858,000	53.3
うち運営負担金	57,223,000	30.6

当団体への補助金等に係る同団体の出納その他の事務及び市所管課の補助金等交付事務については、おおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

○公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター

(1) 公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター会計規則（以下「会計規則」という。）に従って処理されていない事項があったので、規則を遵守し、適切な会計処理をされたい。

ア 会計規則第10条第3項で、「事務局長は、金銭の保管及び出納を取り扱うため、出納担当者を定めるものとする。」と規定されているが、定められていなかった。早急に出納担当者を定め、現金の管理には万全を期されたい。

イ 会計規則第14条で、「収納した金銭は、事務局長が特に認めた場合のほか、当日中にこれを銀行に預け入れるものとする。」と規定されているが、規則に沿った処理が行われていなかった。規則に沿った処理を行うか、規則の内容が実態と乖離しているのであれば、実情に即して規則を見直すなど収納した金銭の取扱いについて整理されたい。

(2) 現金の取扱いにおいて、次のような箇所が見られたので留意し、管理体制を強化するなど現金の管理には万全を期されたい。

ア 日々の現金支払にあてるため、小口現金を保有しており、支払日付、内訳、金額は記録しているものの、現行の方法では、手持現金の保有高が把握できず、記録整理が不十分であった。現金の保管状況が明確となるよう現金出納帳を整備されたい。

イ 会計規則では、立替払については規定されていないにもかかわらず、日常的に職員の立替払が行われていた。立替払は、支出漏れや不適切な支出が起こる恐れがあるので、個人の立替払による支出が行われることがないように、手持現金を活用し、適正な支出事務を行われたい。

(3) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 契約事務は一宮市の基準に準じて行われているようであるが、明文化されたものはなかった。契約事務の実態に合わせた規則の整備を行い、契約事務が適正に行なわれるよう努められたい。

- イ 総合展「THE 尾州」(ジャパン・テキスタイル・コンテスト以外分)会場設計及び設営工事始め3契約において、契約締結に係る決裁で、公益財団法人一宮地場産業ファッションデザインセンター組織及び処務に関する規程(以下「組織及び処務に関する規程」という。)第6条で規定されている決裁区分に従った決裁が採られていなかったため、適正な事務処理をされたい。
- ウ 清掃業務委託契約において、食堂事業者の撤退に伴い契約の相手方と協議を行い、作業内容を変更したが、その内容を証する書類が作成されていなかった。契約内容の変更については、変更契約書や覚書等の書面として残されたい。また、決裁権者に口頭で了承を得ているとの説明を受けたが、意思決定に係る書類は省略すべきではないので、文書で決裁を採られたい。
- (4) 組織及び処務に関する規程別表1の決裁事項「収支命令」の決裁区分において、100万円以上は専務理事、100万円未満は事務局長と規定されているにもかかわらず、備考欄に「収支命令は全額事務局長」と記載されている。整合性のある規程となるよう整備されたい。